

第2号様式の7（第3条関係）

危険なブロック塀等の除却事業及びブロック塀等の安全確保事業計画書・(変更事業計画書)

申請者	住所	
	氏名	
ブロック塀等の所在地		①：緊急輸送路（避難地）沿い・②：①以外の避難路沿い・③：①及び②以外
撤去するブロック塀等の種類等	種類	
	長さ	m
	高さ	m
	厚さ	cm
設置するフェンス等の種類等	種類	(透過率 %)
	長さ	m
	高さ	m
	厚さ	cm
設置する生垣の種類等	種類	
	長さ	m
	高さ	cm
	厚さ	本/m
事業に要する経費等	A1：ブロック塀等除却見積額 _____ 円 B1：フェンス等又は生垣設置見積額 _____ 円 A2：撤去補助計算額 _____ 円 (9,200円×撤去するブロック塀等の長さ(m)) B2：フェンス等又は生垣設置補助計算額 _____ 円 (3万8,400円×設置したフェンス等又は生垣の長さ(m))	
補助申請額	(内訳) _____ 円(千円未満切捨て) ブロック塀等の撤去 _____ 円(千円未満切捨て) フェンス等又は生垣設置 _____ 円(千円未満切捨て) 1 緊急輸送路（避難地）沿い ブロック塀等の除却を行う場合 上記のA1又はA2のいずれか少ない額の10分の9以内の額で30万円を限度とする。ただし、フェンス等又は生垣の設置を併せて行う場合は、下記の2のアとイ又はウに掲げる額の合計とする。 2 1以外の避難路沿い ブロック塀等の除却及びフェンス等の設置又は生垣の設置を行う場合は、次に掲げる額の合計額 ア ブロック塀等の除却 上記のA1又はA2のいずれか少ない額の4分の3以内の額で20万円を限度とする。 イ フェンス等設置 上記のB1又はB2のいずれか少ない額の3分の1以内の額で16万6,000円を限度とする。 ウ 生垣設置 上記のB1又はB2のいずれか少ない額の3分の2以内の額で33万3,000円を限度とする。 3 1及び2以外 ブロック塀等の除却を行う場合 上記のA1又はA2のいずれか少ない額の4分の3以内の額で20万円を限度とする。	
工事予定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	